

## 住民基本台帳法の目的

**第一条** この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

### ○住民の居住関係の公証

住民の住所、世帯等の居住関係が法律上あるいは各種の行政事務処理上重要な意義を有することが少なくなく、住民がこれらの証明を必要とすることから、これに応えるため、住民の住所、住所の異動その他住所に関する事項、世帯等住所に関する生活関係のほか、住民個人の同一性を明らかにする氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、戸籍の表示等住民の居住関係を公に証明することをいう。

### ○住民の利便の増進

住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とする。取引の相手方の確認、同居の家族の確認、世論調査等に役立つ。

### ○国及び地方公共団体の行政の合理化

#### （国及び都道府県の責務）

**第二条** 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

#### （市町村長等の責務）

#### 第三条（略）

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。